

福祉文教常任委員会議事録

(令和5年3月3日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年3月3日(金) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 博之 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 馨
中村 直幸
議長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
副町長 齋藤 健吾 教育次長 池田 貴則
教育長 中道 雅夫 秘書政策課長 西本 武史
政策総務部長 小角 孝彦 保険医療課長 松岡 健一
まちづくり推進部長 村上 正規
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第3号 太子町国民健康保険条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○辻本（博）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶をいただきます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件の1件、予算案といたしまして、議案第5号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ほか3件、以上合わせまして、5件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○辻本（博）委員長 本日は全員出席されておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件1件、補正予算案件1件、当初予算案件3件の計5件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ここで、審議の順序でございますが、本日は、議案第3号の条例案件1件をご審議いただき、2日目の13日に議案第5号の補正予算案件1件と、議案第7号、第10号、第11号の当初予算案件3計をご審議いただきたいと思いますと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は、議案第3号の条例案件1件をご審議いただき、2日目の13日には、議案第5号の補正予算案件1件と、議案第7号、第10号、第11号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。

それでは、私のほうから議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきましてご説明を申し上げます。

まずは、本改正でございますが、令和5年2月2日に開催された太子町国民健康保険運営協議会に対し、改正の内容について諮問をさせていただき、ご協議いただいた結果、答申を受けたことから所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の改正要旨でございます。

まず、賦課限度額でございますが、被保険者の保険料に対する納付意欲や中間所得者層の負担を軽減するため、令和5年度から医療分保険料の限度額を63万円から65万円に、後期支援金分の限度額を19万円から20万円に引き上げ、大阪府統一基準に改めるものでございます。

次に、国民健康保険施行令が令和5年2月1日に公布され、所得の低い者に対する保険料軽減措置の所得判定基準が引き上げられたことから、5割軽減では、被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減では、被保険者に乗ずる金額を52万円から53万5千円に改めるものでございます。

また、出産育児一時金については、社会保障審議会医療部会において、令和4年度の全支出の出産費用の平均額を勘案し、全国一律で50万円に引き上げるべきと議論が整理されたことを受けまして、一時金の額を40万8千円から48万8千円に増額する改正を行うものでございます。

そのほか、雇用保険法施行規則等の一部を改正する条例が令和4年9月15日付で公布され、非自発的失業者の保険料軽減の手續きにおいて、これまでの雇用保険受給資格者証に加え、新たにマイナンバーカードにより、雇用保険の受給資格を確認した際に交付される雇用保険受給資格者通知を追加するほか、文言字句の整理を行うものでございます。

それでは、議案書の3枚目の新旧対照表になります。

第5条第1項では、出産育児一時金として支給する額を40万8千円から48万8千円に改めるとともに、漢数字表記である三万円を数字表記の3万円に字句の整理を行うものでございます。

次に、第14条の6では、基礎賦課限度額、これは医療給付費分でございますが、こ

れの賦課限度額を63万円から65万円に改め、第14条の6の10では、後期高齢者医療支援金等の賦課限度額を19万円から20万円に改めるものでございます。

次の頁になります。

第20条の2第1項では、基礎賦課限度額を超える保険料については、減額する旨の規定を、同項第2号においては、政令軽減の5割の軽減対象基準額を28万5千円から29万円に、同項第3号では、次の頁になります、政令軽減の2割の軽減対象基準額を52万円から53万5千円に引き上げる改正としております。

下段の同条第3項では、後期高齢者支援金等賦課限度額を、同条第4項では、介護納付金の賦課限度額について、第14条の6の基礎賦課限度額の規定を準用する改正となっております。

次の頁になります。

第25条の3第2項は、特例対象被保険者等非自発的失業者でございますが、この保険料軽減における届出において、これまでの雇用保険受給資格者証に加え、新たにマイナンバーカードにより雇用保険の受給資格を確認した際に交付される雇用保険受給資格者通知を追加する改正でございます。

その下、第28条及び第29条の過料の規定は、漢数字表記である十万円を数字表記の10万円に、字句の整理を行うものでございます。

次に、4頁お戻りいただきまして、附則でございます。

第1条では、本条例を令和5年4月1日から施行することとし、第2条においては、施行日以前の出産育児一時金の額については従前の例によること。また、第3条では、施行日以前の賦課限度額については、従前の例によるということとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件についてのご説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田副委員長 今、説明を聞かせてもらった中で、出産一時金なんですけれども、多分記憶では50万円じゃなかったかと思うんですけれども、そこら辺、この金額48万8千円の差はどういうふうになっているんでしょうか。

○松岡保険医療課長 テレビ等々で、新聞等々で発表されておるものは50万円という金額となっておりますが、これには内訳がございまして、出産育児一時金については、48万8千円、今回の改正でございまして、残り1万2千円につきましては、産科医療補償制度の掛金ということで、合わせて50万円ということになっております。

○斧田副委員長 ありがとうございます。分かりました。

それと、今回の限度額の変更等によって、いわゆる政令軽減というんですか、そういうふうな対象となった収入というか、具体的な、4人とか2人世帯で、どういうふうな金額の収入の人が対象になるというふうなものを教えていただけたらありがたいんですけど。

○松岡保険医療課長 政令軽減が引き上げられるということで、2割軽減と5割軽減が引き上げられますと。2割軽減につきましては、1万5千円、1人当たりなんですけど、5割軽減については、5千円の引上げということになってございます。

この中で、例えば5割軽減で4人世帯、夫婦40歳、子ども2人の4人家族ということで、夫の収入、給与収入のみということであるのであれば、5割軽減のかかる世帯については238万円。65歳以上の年金をもらわれているご夫婦ということであるのであれば、年金収入が一応351万円を基準ということになっております。2割軽減につきましては、4人世帯、今説明させていただいた夫婦と子ども2人、夫の給与収入のみということであれば、年収は375万円。65歳以上、年金収入2人ということであれば399万円が軽減の対象となるというところでございます。

○斧田副委員長 じゃ、太子町の場合でしたら、この政令軽減の対象となる人が、どのような変化というんですか、これから増えそうな見込みをされているのかも教えてもらえたら。

○松岡保険医療課長 見込みですが、1月の状況を一応見させていただきましたが、すみません、令和4年度本算定なので、6月時点を比較させていただいております。この中で5割軽減世帯の実数は、世帯で言えば8世帯、被保険者で言えば14人増加するという見込みでおります。もう一つは2割軽減でございまして、2割軽減については13世帯で25人の被保険者が増えるというように見込んでおります。

○斧田副委員長 ありがとうございます。以上で結構です。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 1番最初の賦課限度額が上がったということなんですけど、今回、介護がない

ので、そういうでも介護保険のも払っていて、医療、後期、介護を合わせると、最高払っているのは幾らになるのですか。

○松岡保険医療課長 賦課限度額ですけれども、今回、医療が65万円で、後期が20万円、介護17万円据置きですけれども、これによって102万円という賦課限度額になります。

先ほどの見積りに医療が63万円、後期が19万円、介護は17万、合計99万円でした。従いまして今回、100万円突破したというような状況でございます。

○西田委員 とうとう3桁になっちゃったって、どこまで上がるのかなということは心配なのですけれども、それでもいうのは、賦課限度額上げて、中間所得者層を少しでも楽にしようということで、よくおっしゃるのですが、その金額はどれぐらいなのですか。

○松岡保険医療課長 趣旨的には中間所得者層の保険料負担を下げるということで、今こちらでつかんでいますのが、一世帯当たり498円が抑制できると。1人当たりに換算しますと310円抑制できるというような状況になってございます。

○西田委員 下がらんより下がったほうがいいんですけども、微々たるもので、微々たるものだけど、片一方で大阪府に合わせていこうということで、今年度でいけば1人当たり1万5千円ぐらい上がるかなというような話もあったので、これがどこまで、もう本当微々たる負担軽減だなというのは、いつも思っております。

それで、賦課限度額がどうなのと言ったら、それよりも国がもっと保険料に対して国庫負担を増やすことが一番の特効薬だなと思っております。

そういうことで、要望もされていますが、答申に対して、私は異を唱えたいのですが、もっともっと強く物を言ってほしいなというのはありました。

それと、出産育児金ですけれども、これはずっと言ってきて、やっと、久しぶりに上がったと思うんですが、引いたら48万8千円ということなんですけれども、今回国があれだけ宣伝して、子育て支援策の一つみたいにおっしゃるのだったら、これは全額国が保険料見てくれるんですか。

○松岡保険医療課長 出産育児一時金引上げに伴いまして、国が全額見てくれるのかということですが、これについては、3分の2については地方交付税で措置いただき、残りの3分の1については被保険者保険料等の負担ということになっております。ただ、1件当たり令和5年につきましては、5千円の補助金がつくというような状況になってございます。

○西田委員 限りじゃなくて、やっぱり子育て支援で、もうこれだけ少子化が増えているのだったら、これも本当、国がしっかり面倒見てもらわないといけないものだなと思っております。

産科補償制度、最初もっと高かったと思うのですが、先ほど1万2千円とありましたが、これは、この補償制度を受けているところを選んで出産したほうがいいですよみたいなのが、これ扱っているのが公益財団法人日本医療機能評価機構というところなのですけれども、どこで出産してもこの制度は受けられるのですか。

○松岡保険医療課長 産科医療補償制度に加入されているその機関、状況によります。これにつきましては、99.9%の医療機関が加入されておりまして、全国では3千以上の出産分娩機関がございますけれども、そのうち3つだけ加入されていないような状況になっております。都道府県別でいくと、茨城県で1件、兵庫県で2件というような状況です。

○西田委員 最初、これも国がちゃんと自分で出せばいいと思ったのだけど、こういうプールするような、こういう評価機構ですか、そこに任せてということで、どんどんというか、平成27年かで1万6千円が、令和4年、去年ですか、1万2千円に下がって今日に至っているのですけど、私、何回か言ったと思うのですけど、この掛金がたまっているから下がってきているのと違うかなと。出生率も下がっていますものね。

分かったらでいいんですけれども、掛金を取るだけ取って、ためてためて増やしても仕方ないと思うんですよ。掛金がどれぐらいたまっているとか、ご存じでしたら教えていただきたいのですけど。

○松岡保険医療課長 掛金、当初は3万円、平成21年ですけど、1月からスタートしています。当然そこは、ストックがないので、丸々掛金を支払って、その後、掛金については1万6千円に減額されていまして、当然、今おっしゃられた剰余金が発生しているという状況の中で、それを掛金の一部に充てるということで、1万6千円ときは8千円を充てていました、1万5千円ときは1万円を充てるということで、今手元にある情報、これ古いんですけども、この制度が始まって6年間、概ね約800億円か剰余金ですけど、これをこの後の1万6千円に下げたときから充てていくというような状況で、今現在については、どれだけの剰余金が残っているのかというのは情報としては入っていない状況です。

○西田委員 やっぱり国に物を言うしかないのですけれども、また、たまっただったら

下げるといふのもありますし、補償の金額は、最初から変わってないと思うのですが、総額3千万円が妥当かということにもなってきますので、そして補償の額を増やすか、ちょっと思うことがあったら伝えていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

最後は、マイナンバーを使ってといふところなのですけれども、これをこいうふうに変えたことで、何より住民さんが得するといふか、メリットがあるのかといふことをお尋ねしたいのですけど。

○松岡保険医療課長 今回のマイナンバーカードを持って届出された場合については、雇用保険受給資格者通知というのが交付され、都度更新してたのですけれども、実際のところ今後の仕組み上は電子申請なら、窓口での提出のような待ち時間はありません。また、書留での届出のような費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。平成28年1月からは、電子署名機能が付与されたマイナンバーカードを「電子証明書」として利用できるようになり、利便性が向上しています。

○辻本（博）委員長 すみません、もう少し大きな声でお願いいたします。

○松岡保険医療課長 すみません。受給資格者通知ですけれども、これについては、非自発的失業者の届出に際し、つけていただく書類の1つとなるのですけれども、何といふんですか、そのマイナンバーの連携情報を使ってその情報が得られた場合は、添付書類としては要らないよといふようなことも書かれています。が、現実のところ、中々そいうことにはなっていないので、被保険者の方の負担の軽減になるのかといふえば、結局窓口に来ていただくので、あんまり負担軽減にはつながないのかなといふ見解でございます。

○西田委員 どんどんマイナンバーを持たせようといふ、あの手のこの手を国はしていますけれども、その中で1番目にしているのが、保険証につなごうといふことで、国のほうでは2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す、そう言っているのですが、そいうのを国では言っているのですけど、担当窓口で何か耳にしていることとか、こいうふうに変わっていくよといふような情報は入っているのでしょうか。

○松岡保険医療課長 マイナンバーを保険証義務づけといふような話なのですけれども、今のところ、何ら情報が入ってきていないと。新聞等々では、それに代わるものを出しますよみたいな、マイナンバーがない場合、それを出しますよといふような話をされていますけど、実際にその内容について詳しいものが来ているのかといふえば、来ていませ

んし、窓口の末端のほうについては全く情報がないというような状況です。

事実、義務ではなくて任意という認識でございますので、その点は、そういうような状況ということでございます。

○西田委員 マイナンバーになったほうがいいのか悪いのかというところも、今一つ分からない中、任意とおっしゃいましたので、強制を窓口でもしないようにしていただければいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

本当に保険証だけじゃなくて、介護保険まで変えようかなという話も出ているようですので、ちょっと前のめりのマイナンバーに、国保の保険証なんかも前面に物を言われていますので、住民さんに役に立たないのだったら、これもちょっと声を上げていていただきたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 この出産一時金のところなのですが、今データをお持ちだったらあれですけど、実際、出産にかかる平均の費用は、都道府県によって違うのかもわからないけど、大体大阪府で実際どれぐらいの費用がかかっているのか、データをお持ちだったら教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 どれぐらいの費用がということのご質問です。

申し訳ないですけど、令和2年度の状況でございしますが、大阪府につきましては、これは公的な病院なので、平均値で42万3千284円となっております。これは公的病院ということですので、私的病院であれば、もっと高額かなという認識です。

実際のところ、今回引き上げましたけれども、東京であれば50万円を超えていると、しかも公的病院でということが現状になっていますので、果たして、そこはどうなのか、妥当かどうかということは何とも言えない状況です。

○村井委員 もう一つ、今、この出産のいろいろな形の中で里帰り出産というのがよくあるかと思うんです。この里帰り出産について、出産一時金の申請もしくは、部署が違うから出生届はないのだけど、こういうのは、里帰り出産するに当たっては、太子町に住まいの方が逆に太子町で出産されるのかとか、そういうデータ、自治体間の情報の共有、もしくは、「どちらに提出してくださいよ、申請してくださいよ」ということは、実際に今のところあるのか。今そういう状況にあるのか、教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 里帰り出産ということで、あくまでも太子町に住民票があれば、太

子町で申請していただくという形になりますので。出生届されてしばらくして帰ってこられたときに申請していただくという形になるかもしれないですけど、それも直接払いということで、費用負担については病院に一括で支払いさせていただいているというところで、病院のほうで直接払いを選択、被保険者の方で直接払いを選択されなかった場合は申請していただいて、現金をご本人にお返しさせていただくという流れになっています。

○村井委員 これからまだ、これが私の勝手な想像なんですけど、先ほどの自治体間の情報の共有といったところで、里帰りで、どこどこ都道府県の方が、実際太子町に来られて出産するという。例えば、これマイナンバーカードを活用して、情報の一元化ということで、これからそういうようなところも、出産で太子町に帰ってこられてるよと、地元の病院で受診されているよというような情報というのは、これからそういうのも可能になってくることはあるのでしょうか。

○松岡保険医療課長 今のところは、情報連携で手続きができるというようなことにはなっていないですけども、今後そのマイナンバーカードが普及した際には、その手続きも入ってきたということで、里帰り出産で太子町に住民票があるけれども、ほかの市町村に帰られているというところで、市町村において窓口でできるのか、それともご自身がインターネット等々を使って申請できるのかというところは、今後、事務として新たにできるかもしれないですけど、今のところはそういうような情報は全く持ってございません。

○村井委員 実際に里帰り出産で、妊娠された方が太子町、地元に戻って出産する。やっぱりそこで不安というのが、どうなるんだろうとか、そういうところのこともあるだろうし、全てが全て正常分娩じゃないと思うので、そういうケアですね。もしくは、出産はそもそも病気ではないので、その辺の情報の共有は中々難しいかもわからないのですが、また、その辺がマイナンバーカードを含めたところでうまく活用できたら、安心して子どもを産み育てる環境づくりのところにうまく行けるのじゃないかなと思いますので、また、その辺の動きもあったら教えていただけますか。お願いします。

以上です。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

なお、次回は13日の月曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

午前10時00分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 辻 本 博 之